

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人讃美会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年12月14日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	理事会への欠席が続く理事及び監事並びに評議員会への欠席が続く評議員が見受けられる。については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお理事会並びに評議員会への欠席が続く場合は、理事、監事及び評議員の改選について検討すること。(審査基準第3の1)	令和3年3月理事会ならびに6月評議員会より、理事、監事、評議員が出席可能なように日程調整するとともに、次期改選について検討する。
2	令和元年5月27日に開催した理事会において定時評議員会の開催についての議案が決議されたが、定時評議員会の議題「第2号議案 新役員候補者の選任議案の決定について」に関して、監事の選任にあたり在任する監事の過半数の同意を得た旨が確認できなかった。については、適切に同意を得ること。(社会福祉法第43条第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第72条)	令和3年5月理事会より監事の選任にあたり監事の過半数の同意を得る。
3	令和元年6月13日の評議員会において理事6人、監事2人が選任され、同日に開催された理事会において理事長が選定されたが、当該理事会の開催通知日が令和元年5月28日となっていた。上記の議題に係る理事会の開催通知は、理事が選任された日(令和元年6月13日)以降に発出するものであるため、理事会の開催手続きを適切に行うこと。(社会福祉法人制度改革Q&A(厚生労働省))	令和3年6月より、評議員会にて理事が改選された後に理事会の開催通知を发出する。

4	<p>理事長の職務の執行状況の報告について、令和元年度中の実施が確認できなかった。については、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告すること。(社会福祉法第45条の16第3項、定款第17条)</p>	<p>令和3年3月理事会より、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事長の職務の執行状況の報告を行う。</p>
5	<p>役員及び評議員について、欠格事由に当たらないこと等を就任前に確認する必要があるが、役員及び評議員が誓約書を提出しておらず、法人としても欠格事由を確認をしていなかった。については、誓約書を提出し、確認すること。(社会福祉法第40条、社会福祉法第44条、社会福祉法人審査基準第3の2, 3, 4)</p>	<p>次期改選時(令和3年度)に就任の承諾書と合わせて誓約書を提出していただく。</p>
6	<p>勘定科目「非常勤職員給与支出」「法定福利費支出」「器具及び備品取得支出」等で決算額が予算額を超過している。また、予算編成されていない勘定科目からの支出が多数見られる。</p> <p>については、当初予算を適切に編成するとともに、必要に応じて補正予算を編成すること。(運用上の留意事項2、経理規程第21条)</p>	<p>令和3年度予算の作成時より適切に編成するよう心掛けるとともに、必要に応じて補正予算を編成する。</p>